

Ⅱ 母集団、層化及び抽出方法

1 概要

家計調査の母集団は、全国の世帯から施設等の世帯及び単身の学生の世帯を除いた世帯であり、二人以上の世帯及び単身世帯に分けられる。

母集団からの調査する世帯の抽出は層化3段階抽出法による。第1次抽出単位が市町村、第2次抽出単位が単位区、第3次抽出単位が世帯である。

調査世帯は、二人以上の世帯の場合は各調査単位区から6世帯を、単身世帯の場合は2調査単位区のうち1調査単位区から1世帯を抽出する。

単身世帯のうち、20人以上が居住する寮・寄宿舎の世帯については、別途、特定の調査市において第2次抽出単位として寮・寄宿舎単位区を設定し、各寮・寄宿舎単位区から第3次抽出単位である世帯を6世帯抽出する。

ただし、単身世帯の調査単位区については、20人以上が居住する寮・寄宿舎は、その一つ一つを「寮・寄宿舎単位区」といい、これ以外の単身世帯が居住する調査単位区を「一般単位区」という。

2 母集団

(1) 母集団の定義

母集団に関する情報は、平成22年国勢調査の結果に基づいている（図1）。

なお、施設等の世帯とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者、住所不定者等をいう。

図1 家計調査の母集団

世帯総数 5195万世帯 100.0%	二人以上の世帯	二人以上の世帯の 母集団 3506万世帯 67.5%		家計調査の 母集団 5018万世帯 96.6% (うち農林漁家世帯 ^{注)} 113万世帯 2.2%)	
	単身世帯	20人未満の寮・寄宿舎を含む世帯	1474万世帯 28.4%		単身世帯の 母集団 1512万世帯 29.1%
		20人以上の寮・寄宿舎の世帯	38万世帯 0.7%		
		学生の世帯			
施設等の世帯					

注) 農林漁家世帯とは、「世帯員に農林漁業就業者（雇用されている者を除く）がいる世帯」である。

(2) 地方区分

標本設計に用いた地方区分は次のとおりである。

地 方	都 道 府 県
北海道	北海道
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
東 海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖 縄	沖縄県

(3) 調査対象世帯数

調査対象世帯数は、平成22年国勢調査の結果を用いて集計した。その結果、平成22年10月1日現在の全国の調査対象世帯数は、二人以上の世帯が約3506万世帯、単身世帯が約1512万世帯であった。

世帯状況^{注1}別にみた地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表4-1～表4-3に、都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表5-1及び表5-2に示す。

注1 二人以上の世帯、単身世帯(一般単位区)及び単身世帯(寮・寄宿舎単位区)の3区分をいう。

表 4 - 1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数（二人以上の世帯）

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	35,057,800	11,318,831	1,308,945	8,088,206	8,752,784	5,589,034
北海道	1,575,575	536,818	-	333,507	262,128	443,122
東 北	2,462,005	674,948	-	340,681	687,623	758,753
関 東	12,508,162	4,435,888	578,948	3,689,088	2,700,178	1,104,060
北 陸	1,430,088	518,915	-	174,025	416,866	320,282
東 海	4,105,908	993,885	214,688	1,046,142	1,302,358	548,835
近 畿	5,806,774	1,814,228	240,601	1,708,510	1,462,819	580,616
中 国	2,079,306	672,282	-	547,543	467,078	392,403
四 国	1,111,043	424,047	-	48,465	251,921	386,610
九 州	3,612,344	1,164,494	274,708	200,245	1,023,629	949,268
沖 縄	366,595	83,326	-	-	178,184	105,085

注) 平成22年国勢調査の結果を平成24年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表 4 - 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数（単身世帯：一般単位区）

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	14,739,795	6,481,666	627,349	3,119,835	2,835,445	1,675,500
北海道	775,250	317,810	-	165,496	102,418	189,526
東 北	811,494	305,509	-	120,191	199,437	186,357
関 東	5,976,410	2,906,347	331,581	1,508,205	930,700	299,577
北 陸	425,808	190,714	-	50,018	108,493	76,583
東 海	1,414,743	484,158	70,200	324,931	377,155	158,299
近 畿	2,481,132	1,117,045	96,357	661,422	454,686	151,622
中 国	779,889	298,111	-	192,196	166,328	123,254
四 国	426,627	190,631	-	18,657	81,572	135,767
九 州	1,509,226	630,541	129,211	78,719	351,523	319,232
沖 縄	139,216	40,800	-	-	63,133	35,283

注 1) 平成22年国勢調査の結果を平成24年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

注 2) 一般単位区とは、1人の一般世帯及び20人未満の寮・寄宿舎の単身者が居住する調査単位区

表 4 - 3 地方別調査対象世帯数
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)

地 方	調査対象世帯数
全 国	382,971
北海道・東北	26,170
関 東	158,306
北 陸・東 海	90,304
近 畿	52,654
中 国・四 国	30,068
九 州・沖 縄	25,469

注) 寮・寄宿舎単位区とは、20人以上の寮・寄宿舎の単身者が居住する調査単位区

表5-1 都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(二人以上の世帯)

都道府県	都市階級	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村				地方区分
				大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村	
全 国		35,057,800	11,318,831	1,308,945	8,088,206	8,752,784	5,589,034	—
01 北 海 道		1,575,575	536,818	—	333,507	262,128	443,122	北海道
02 青 森 県		370,357	83,158	—	113,990	50,871	122,338	東 北
03 岩 手 県		350,475	78,976	—	—	131,487	140,012	
04 宮 城 県		618,998	276,073	—	43,287	146,807	152,831	
05 秋 田 県		293,486	91,347	—	—	121,873	80,266	
06 山 形 県		297,865	66,798	—	—	102,506	128,561	
07 福 島 県		530,824	78,596	—	183,404	134,079	134,745	
08 茨 城 県		806,935	73,905	—	153,417	392,396	187,217	
09 栃 木 県		540,800	138,612	—	87,849	214,298	100,041	
10 群 馬 県		556,651	94,779	—	220,272	158,619	82,981	
11 埼 玉 県		2,030,963	343,210	—	838,250	689,075	160,428	
12 千 葉 県		1,751,210	273,902	—	923,948	402,418	150,942	
13 東 京 都		3,459,561	2,308,354	—	698,300	429,117	23,790	
14 神 奈 川 県		2,536,060	1,042,669	578,948	658,024	143,448	112,971	
15 新 潟 県		622,520	216,654	—	126,758	176,713	102,395	北 陸
16 富 山 県		289,982	112,978	—	47,267	52,285	77,452	
17 石 川 県		310,097	120,927	—	—	105,926	83,244	
18 福 井 県		207,489	68,356	—	—	81,942	57,191	
19 山 梨 県		237,011	54,129	—	—	74,382	108,500	関 東
20 長 野 県		588,971	106,328	—	109,028	196,425	177,190	東 海
21 岐 阜 県		561,983	112,440	—	43,310	248,482	157,751	
22 静 岡 県		1,023,292	197,984	214,688	171,475	300,243	138,902	
23 愛 知 県		2,006,519	604,891	—	643,949	599,457	158,222	
24 三 重 県		514,114	78,570	—	187,408	154,176	93,960	
25 滋 賀 県		376,275	94,793	—	—	237,878	43,604	近 畿
26 京 都 府		719,718	388,511	—	55,136	212,408	63,663	
27 大 阪 府		2,455,371	689,513	240,601	908,877	562,366	54,014	
28 兵 庫 県		1,571,513	430,895	—	744,497	186,892	209,229	
29 奈 良 県		398,747	105,362	—	—	171,704	121,681	
30 和 歌 山 県		285,150	105,154	—	—	91,571	88,425	
31 鳥 取 県		154,318	51,079	—	—	52,973	50,266	中 国
32 島 根 県		189,005	54,489	—	43,721	30,555	60,240	
33 岡 山 県		526,876	189,494	—	130,006	79,804	127,572	
34 広 島 県		795,508	323,528	—	245,051	119,146	107,783	
35 山 口 県		413,599	53,692	—	128,765	184,600	46,542	
36 徳 島 県		214,051	70,469	—	—	37,489	106,093	四 国
37 香 川 県		277,254	117,168	—	—	96,741	63,345	
38 愛 媛 県		407,088	142,854	—	48,465	117,691	98,078	
39 高 知 県		212,650	93,556	—	—	—	119,094	
40 福 岡 県		1,370,315	369,325	274,708	79,783	380,918	265,581	九 州
41 佐 賀 県		221,341	62,306	—	—	79,392	79,643	
42 長 崎 県		392,996	124,108	—	71,545	76,727	120,616	
43 熊 本 県		488,853	196,466	—	—	154,018	138,369	
44 大 分 県		332,100	132,048	—	—	114,807	85,245	
45 宮 崎 県		322,562	112,702	—	48,917	71,453	89,490	
46 鹿 児 島 県		484,177	167,539	—	—	146,314	170,324	
47 沖 縄 県		366,595	83,326	—	—	178,184	105,085	

注) 平成22年国勢調査の結果を平成24年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表5-2 都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(単身世帯：一般単位区)

都道府県	都市階級	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村				地方区分
				大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村	
全	国	14,739,795	6,481,666	627,349	3,119,835	2,835,445	1,675,500	—
01	北海道	775,250	317,810	—	165,496	102,418	189,526	北海道
02	青森県	126,067	32,270	—	41,432	18,476	33,889	東北
03	岩手県	117,809	36,892	—	—	40,130	40,787	
04	宮城県	235,429	150,010	—	12,980	39,608	32,831	
05	秋田県	88,358	35,051	—	—	32,787	20,520	
06	山形県	78,101	23,225	—	—	30,204	24,672	
07	福島県	165,730	28,061	—	65,779	38,232	33,658	
08	茨城県	244,083	31,311	—	55,608	110,603	46,561	
09	栃木県	173,646	58,289	—	29,095	62,065	24,197	
10	群馬県	172,738	33,397	—	71,345	44,862	23,134	
11	埼玉県	729,811	140,715	—	312,206	239,093	37,797	
12	千葉県	649,353	105,501	—	380,233	119,348	44,271	
13	東京都	2,597,054	1,998,600	—	367,267	220,695	10,492	
14	神奈川県	1,150,945	478,175	331,581	253,386	53,449	34,354	
15	新潟県	185,162	78,144	—	36,566	46,438	24,014	北陸
16	富山県	80,273	37,896	—	13,452	10,985	17,940	
17	石川県	104,949	53,488	—	—	31,263	20,198	
18	福井県	55,424	21,186	—	—	19,807	14,431	
19	山梨県	75,659	24,794	—	—	19,968	30,897	関東
20	長野県	183,121	35,565	—	39,065	60,617	47,874	
21	岐阜県	152,679	40,725	—	13,435	62,505	36,014	東海
22	静岡県	327,413	69,676	70,200	52,483	86,688	48,366	
23	愛知県	768,228	346,135	—	195,295	182,312	44,486	
24	三重県	166,423	27,622	—	63,718	45,650	29,433	
25	滋賀県	108,115	29,541	—	—	68,777	9,797	近畿
26	京都府	306,033	212,533	—	15,658	60,505	17,337	
27	大阪府	1,246,815	579,751	96,357	355,099	203,276	12,332	
28	兵庫県	612,835	219,801	—	290,665	49,565	52,804	
29	奈良県	109,795	35,321	—	—	46,594	27,880	
30	和歌山県	97,539	40,098	—	—	25,969	31,472	
31	鳥取県	47,906	17,102	—	—	18,730	12,074	中国
32	島根県	63,107	20,118	—	11,146	12,162	19,681	
33	岡山県	184,126	83,585	—	40,783	24,907	34,851	
34	広島県	322,245	155,702	—	87,366	40,991	38,186	
35	山口県	162,505	21,604	—	52,901	69,538	18,462	
36	徳島県	75,128	31,221	—	—	10,936	32,971	四国
37	香川県	92,939	44,081	—	—	28,300	20,558	
38	愛媛県	161,129	66,233	—	18,657	42,336	33,903	
39	高知県	97,431	49,096	—	—	—	48,335	
40	福岡県	645,858	283,019	129,211	31,192	122,776	79,660	九州
41	佐賀県	63,509	22,167	—	—	23,229	18,113	
42	長崎県	145,220	52,824	—	28,008	23,348	41,040	
43	熊本県	174,083	86,920	—	—	45,741	41,422	
44	大分県	130,148	52,287	—	—	48,145	29,716	
45	宮崎県	124,627	49,103	—	19,519	26,438	29,567	
46	鹿児島県	225,781	84,221	—	—	61,846	79,714	
47	沖縄県	139,216	40,800	—	—	63,133	35,283	

注) 平成22年国勢調査の結果を平成24年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

3 市町村の層化

(1) 層数の配分

ア 都道府県庁所在市及び大都市

各市の結果を公表するために各市を1層とした。これにより、都道府県庁所在市及び大都市に52層を配分した。

イ 上記「ア」以外の市町村

残る116層 (=168-52) は、原則として、平成20年標本改正での地方・都市階級別の二人以上の調査対象世帯数に応じた配分を基にしており、相模原市の中都市から大都市への移行により、関東地方から中都市を1減じるものとした。

地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数を表6に示す。また、1層当たりの地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表7-1及び表7-2に示す。

ただし、単身世帯の寮・寄宿舎単位区については、全国を11層に区分し、6地方別に配分した。1層当たりの調査対象世帯数を表7-3に示す。

表6 地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数

都市階級 地方	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
全国	168	47	5	29	45	42
北海道	10	1	-	2	3	4
東北	17	6	-	2	4	5
関東	38	9	2 (川崎市、相模原市)	12	9	6
北陸	11	4	-	1	3	3
東海	16	4	1 (浜松市)	3	4	4
近畿	22	6	1 (堺市)	5	6	4
中国	14	5	-	2	3	4
四国	9	4	-	1	1	3
九州	23	7	1 (北九州市)	1	8	6
沖縄	8	1	-	-	4	3

**表 7 - 1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 層当たり調査対象世帯数
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全国	208,677	240,826	261,789	278,904	194,506	133,072
北海道	157,558	536,818	-	166,754	87,376	110,781
東北	144,824	112,491	-	170,341	171,906	151,751
関東	329,162	492,876	289,474	307,424	300,020	184,010
北陸	130,008	129,729	-	174,025	138,955	106,761
東海	256,619	248,471	214,688	348,714	325,590	137,209
近畿	263,944	302,371	240,601	341,702	243,803	145,154
中国	148,522	134,456	-	273,772	155,693	98,101
四国	123,449	106,012	-	48,465	251,921	128,870
九州	157,058	166,356	274,708	200,245	127,954	158,211
沖縄	45,824	83,326	-	-	44,546	35,028

注) 平成22年国勢調査の結果を平成24年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表 7 - 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 層当たり調査対象世帯数
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全国	87,737	137,908	125,470	107,581	63,010	39,893
北海道	77,525	317,810	-	82,748	34,139	47,382
東北	47,735	50,918	-	60,096	49,859	37,271
関東	157,274	322,927	165,791	125,684	103,411	49,930
北陸	38,710	47,679	-	50,018	36,164	25,528
東海	88,421	121,040	70,200	108,310	94,289	39,575
近畿	112,779	186,174	96,357	132,284	75,781	37,906
中国	55,706	59,622	-	96,098	55,443	30,814
四国	47,403	47,658	-	18,657	81,572	45,256
九州	65,619	90,077	129,211	78,719	43,940	53,205
沖縄	17,402	40,800	-	-	15,783	11,761

注) 平成22年国勢調査の結果を平成24年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表 7-3 地方別層数及び1層当たり調査対象世帯数
(単身世帯：寮・寄宿舍単位区)**

地方	層数	1層当たり 調査対象世帯数
全 国	11	34,816
北海道・東北	2	13,085
関 東	4	39,577
北 陸・東 海	1	90,304
近 畿	2	26,327
中 国・四 国	1	30,068
九 州・沖 縄	1	25,469

(2) 層化の方法

「都道府県庁所在市及び大都市」以外の市町村の層化においては、次に示すように、消費支出等の家計指標との相関が高いとみられる経済・社会指標を組み合わせることで基準を設定した。また、層化に当たっては、同一地方・都市階級内の各層の調査対象世帯数が、できるだけ等しくなるように配慮した。

ア 大都市及び小都市Aに区分される市の層化

層化に用いた指標は次のとおりである。

- (ア) 人口集中地区^{注2}人口比率・・・人口集中地区として画定された地域の人口の総人口に占める割合
- (イ) 人口増減率・・・平成22年国勢調査結果人口の平成17年国勢調査結果人口に対する増減率
- (ロ) 産業的特色・・・就業者総数に占める第1次産業及び第2次産業就業者数の割合
- (ハ) 世帯主の年齢構成・・・二人以上の世帯数に占める世帯主の年齢が65歳以上である世帯数の割合

イ 小都市B・町村に区分される市町村の層化

層化に用いた指標は次のとおりである。

- (ア) 地理的位置・・・海沿い、山地等に区分
- (イ) 世帯主の年齢構成・・・二人以上の世帯数に占める世帯主の年齢が65歳以上である世帯数の割合

なお、層化の結果を巻末の別表1に示す。

^{注2} 市町村の境域内で人口密度の高い国勢調査基本単位区(4,000人以上/1k㎡)が互いに隣接して、その人口が5,000人以上になる地域をいう。

4 調査市町村の抽出

(1) 二人以上の世帯及び単身世帯の一般単位区における調査市町村の抽出

都道府県庁所在市及び大都市は1市1層としているため、残る116層については、各層から調査対象世帯数（二人以上の世帯数）をウェイトとした確率比例抽出法にて1市町村を抽出した。

ただし、実際の選定に当たっては、実査上の観点及び結果の接続性を考慮して、次のとおり行った。

ア 中都市及び小都市Aにおける調査市の選定

- (ア) 当該層内に調査中の市が1市の場合は、その市を調査市とした。
- (イ) 現状の調査市の都市階級の移動により、層内に調査中の市が複数ある場合は、元よりその都市階級において調査している市を調査市とした。
- (ウ) 現状の調査市の都市階級の移動により、層内に調査中の市が含まれていない場合は、その層内から移動した調査市が属する県の全ての市を対象に二人以上の一般世帯数をウェイトとした確率比例抽出法で1市を抽出し、その市を調査市とした。

イ 小都市B・町村における調査市町村の選定

- (ア) 上記ア(ア)～(ウ)と同様に行った。
- (イ) 平成25年1月～3月に調査市町村の定期交替により調査を終了することとなる市町村については、その終了する調査市町村が属する県の全ての市町村を対象に二人以上の一般世帯数をウェイトとした確率比例抽出法により選定した。
- (ウ) 以下に該当する調査市町村が選定された場合は、新たな乱数を発生させ、再度選定を行った。
 - ・ 調査開始年月から遡って過去10年間に、調査が行われた市町村
 - ・ 市町村の調査対象世帯数が「1000」以下の市町村
 - ・ 島しょの町村
 - ・ 調査開始年月が直近の全国消費実態調査から5年を経過していない町村
又は、近い将来全国消費実態調査の調査町村として既に抽出されている町村

注) 小都市B・町村の調査市町村は、あらかじめ調査年限を定め、交替することとしている。(Ⅲ-4
調査市町村の交替参照)

(2) 単身世帯の寮・寄宿舍単位区における調査市の抽出

単身世帯の結果集計時の地方区分を考慮して、若年単身者及び単身世帯の寮・寄宿舍単位区が多い市（札幌市、仙台市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市）を調査市として抽出した。

5 調査世帯数の配分

調査市町村及び各調査単位区への調査世帯数の配分は、次に示す結果利用上の観点及び実査上の制約を考慮して行った。

(1) 結果利用上の観点

全国、都市階級別、地方別及び都道府県庁所在市別の結果精度を一定程度確保するため、調査世帯数は、調査市町村が属する層の調査対象世帯数に完全には比例していない。

都道府県庁所在市及び大都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市、北九州市）には、市別の結果を公表するため、最低96世帯を配分した。

なお、沖縄県については、一つの地方として結果表章するため、調査世帯数を標本改正以前と同様276世帯を配分した。

二人以上の世帯及び単身世帯の調査世帯数の配分は以下のとおりである。

都市階級	調査世帯数	
	二人以上の世帯	単身世帯
都道府県庁所在市	最低96	最低8
大都市	96	8
中都市	36	3
小都市A	24	2
小都市B・町村	12	1

(2) 実査上の制約

ア 二人以上の世帯

- (ア) 1調査単位区当たりの調査世帯は6世帯とする。
- (イ) 1調査員は2調査単位区を受け持ち、毎月12世帯を調査する。
- (ウ) 調査世帯は6か月間調査を継続し、7か月目に他の世帯と交替する。

イ 単身世帯：一般単位区

- (ア) 1調査員が受け持つ二人以上の世帯の2調査単位区のうち指定された一方の調査単位区から、毎月1世帯を調査する。
- (イ) 調査世帯は3か月間調査を継続し、4か月目にもう一方の調査単位区の他の世帯と交替する。

ウ 単身世帯：寮・寄宿舍単位区

- (ア) 1調査単位区当たりの調査世帯は6世帯とする。
- (イ) 1調査員は1調査単位区を受け持ち、毎月6世帯を調査する。
- (ウ) 調査世帯は3か月間調査を継続し、4か月目に他の世帯と交替する。

なお、地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数を表8-1～表8-3に示す。また、地方、都道府県庁所在市・都市階級別1調査世帯当たり調査対象世帯数を表9-1～表9-3に示す。

**表 8 - 1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	8,076	4,992	480	1,044	1,056	504
北海道	288	96	-	72	72	48
東 北	804	576	-	72	96	60
関 東	2,136	1,224	192	432	216	72
北 陸	528	384	-	36	72	36
東 海	744	396	96	108	96	48
近 畿	1,080	612	96	180	144	48
中 国	672	480	-	72	72	48
四 国	480	384	-	36	24	36
九 州	1,068	672	96	36	192	72
沖 縄	276	168	-	-	72	36

**表 8 - 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	673	416	40	87	88	42
北海道	24	8	-	6	6	4
東 北	67	48	-	6	8	5
関 東	178	102	16	36	18	6
北 陸	44	32	-	3	6	3
東 海	62	33	8	9	8	4
近 畿	90	51	8	15	12	4
中 国	56	40	-	6	6	4
四 国	40	32	-	3	2	3
九 州	89	56	8	3	16	6
沖 縄	23	14	-	-	6	3

**表 8 - 3 地方別調査世帯数
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)**

地方	調査世帯数
全 国	72
北海道・東北	12
関 東	30
北 陸・東 海	6
近 畿	12
中 国・四 国	6
九 州・沖 縄	6

**表 9 - 1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 調査世帯当たり調査対象世帯数
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	4,341	2,267	2,727	7,747	8,289	11,089
北海道	5,471	5,592	-	4,632	3,641	9,232
東 北	3,062	1,172	-	4,732	7,163	12,646
関 東	5,856	3,624	3,015	8,540	12,501	15,334
北 陸	2,709	1,351	-	4,834	5,790	8,897
東 海	5,519	2,510	2,236	9,687	13,566	11,434
近 畿	5,377	2,964	2,506	9,492	10,158	12,096
中 国	3,094	1,401	-	7,605	6,487	8,175
四 国	2,315	1,104	-	1,346	10,497	10,739
九 州	3,382	1,733	2,862	5,562	5,331	13,184
沖 縄	1,328	496	-	-	2,475	2,919

注) 平成22年国勢調査の結果を平成24年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表 9 - 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 調査世帯当たり調査対象世帯数
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	21,902	15,581	15,684	35,860	32,221	39,893
北海道	32,302	39,726	-	27,583	17,070	47,382
東 北	12,112	6,365	-	20,032	24,930	37,271
関 東	33,575	28,494	20,724	41,895	51,706	49,930
北 陸	9,677	5,960	-	16,673	18,082	25,528
東 海	22,818	14,671	8,775	36,103	47,144	39,575
近 畿	27,568	21,903	12,045	44,095	37,891	37,906
中 国	13,927	7,453	-	32,033	27,721	30,814
四 国	10,666	5,957	-	6,219	40,786	45,256
九 州	16,958	11,260	16,151	26,240	21,970	53,205
沖 縄	6,053	2,914	-	-	10,522	11,761

注) 平成22年国勢調査の結果を平成24年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表 9 - 3 地方別 1 調査世帯当たり調査対象世帯数
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)**

地方	1 調査世帯当たり 調査対象世帯数
全 国	5,319
北海道・東北	2,181
関 東	5,277
北 陸・東海	15,051
近 畿	4,388
中 国・四 国	5,011
九 州・沖 縄	4,245

6 調査単位区の抽出（一般単位区）

調査単位区の抽出は、次の手順で行った。

(1) ブロックの設定と抽出

調査市町村内の全域^{注3}を、国勢調査調査区（以下、「国勢調査区」という。）を単位として、当該市町村に必要な調査員の数（当該市町村の二人以上の世帯の調査世帯数を12で除した数）と同数の地域に分割する。分割に当たっては、分割された各地域に含まれる調査対象世帯数がほぼ同数になるようにする。

分割された地域を、二人以上の世帯の調査対象世帯数が1,500以上3,000未満になるように、更に区分して、複数のブロックを設定する。それらのブロックから1ブロックを任意抽出する。このブロックが次の標本改正までの5年間、各調査員が受け持つ調査予定地域となる。

(2) クラスターの設定

抽出したブロックについて、国勢調査区を単位として、調査単位区抽出のための地域的な枠組となる「クラスター」を設定する。国勢調査区内の二人以上の世帯の調査対象世帯数が75以上である場合には1国勢調査区を1クラスターとし、75未満である場合には、二人以上の世帯数の合計が75以上になるまで隣接する国勢調査区を併せて、1クラスターとする。

(3) 調査単位区の抽出

上記（1）で抽出したブロックから1ブロック当たり2つのクラスターを抽出し、2調査単位区として設定する。

ア 抽出方法

(ア) 上記（2）で設定したクラスターを単位として、各ブロック内から2つのクラスターを系統抽出する。

(イ) 抽出したクラスターに含まれる国勢調査区を1つの調査単位区とする。ただし、クラスター内に3つ以上の国勢調査区が含まれている場合は、原則として二人以上の世帯の調査対象世帯数の合計が50以上となる隣接した2国勢調査区を選んで1調査単位区とする。

イ 抽出上の制約

(ア) 1ブロックから抽出される2調査単位区は隣接しないようにする。

(イ) 調査員の調査活動を円滑に進めるため、1ブロックから抽出される2調査単位区間の距離は3キロメートル未満とする。

(ウ) 1クラスターが3つ以上の国勢調査区からなる場合で、同一クラスター内において、

注3 平成22年国勢調査調査区のうち、特別調査区（特別な施設のある地域等）、水面調査区（水上生活者がいる地域等）などを除く一般調査区全域をいう。

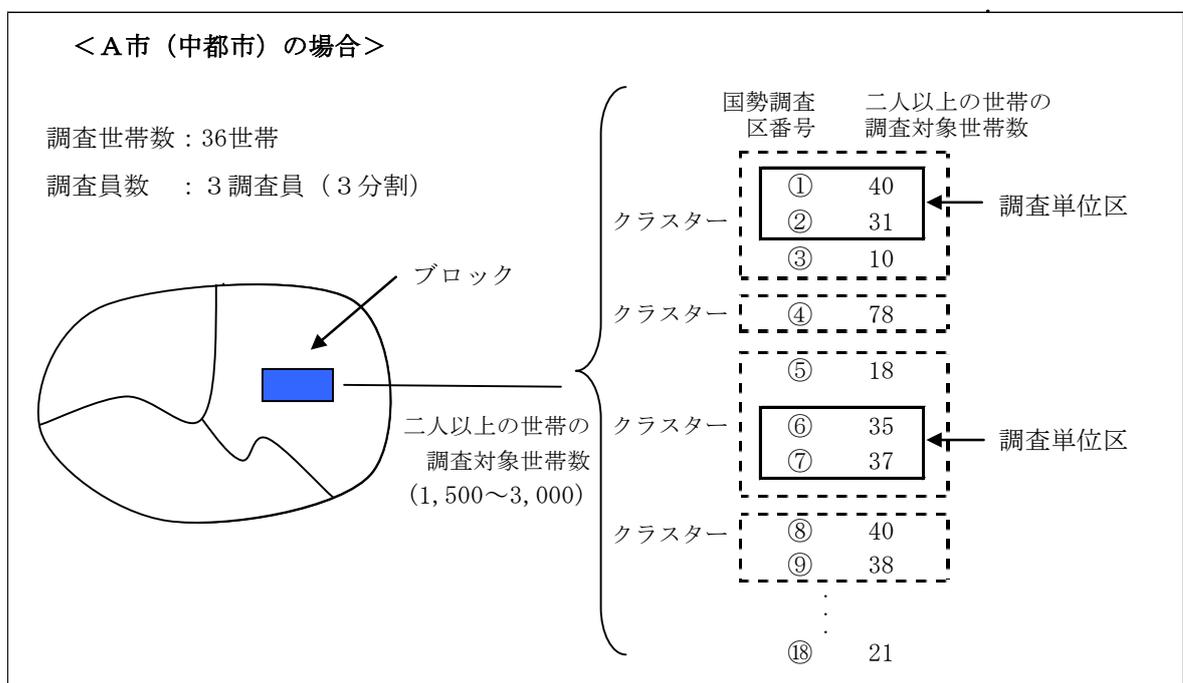
隣接する国勢調査区を合算しても、二人以上の世帯の調査対象世帯数が50以上にならないクラスターは抽出しない。

(エ) 過去に家計調査の調査単位区に含まれていた国勢調査区で、直近の調査終了後5年以下（可能であれば10年以下）の国勢調査区が含まれるクラスターは抽出しない。

(オ) 他の統計調査の調査地域として指定され、調査終了後一定の期間が経過していない国勢調査区が含まれるクラスターは抽出しない。

(カ) 調査の実施が困難な国勢調査区が含まれるクラスターは抽出しない。

図2 クラスターの設定と調査単位区の抽出例



7 調査世帯の抽出

(1) 抽出世帯数

二人以上の世帯及び単身世帯の一般単位区の調査世帯の抽出に当たっては、最初に調査員が各調査単位区を実地に踏査して「一般単位区世帯名簿」を作成する。この名簿から1調査単位区当たり6世帯の二人以上の世帯と、1世帯の単身世帯を乱数表により抽出する。

二人以上の世帯の調査世帯を抽出するに当たっては、「一般単位区世帯名簿」に掲載した世帯を、農林漁家世帯、非農林漁家世帯の勤労者世帯及び勤労者以外の世帯の3つに区分し、各世帯区分の世帯数に比例して抽出する世帯数（6世帯）を配分する。

また、単身世帯の寮・寄宿舎単位区では、一般単位区と同様に「寮・寄宿舎単位区世帯名簿」を作成し、この名簿から6世帯を乱数表により抽出する。

(2) 調査対象世帯から除外する世帯

世帯としての家計収支の把握が難しいこと等の理由により、次の世帯は「一般単位区世帯名簿」作成後に調査対象世帯から除外している。

- ア 料理飲食店、旅館又は下宿屋を営む併用住宅の世帯
- イ 賄い付きの同居人のいる世帯
- ウ 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- エ 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯
- オ 外国人世帯
- カ 15歳未満の単身世帯
- キ 社会施設又は矯正施設の入所者
- ク 病院又は療養所の入所者
- ケ 自衛隊の営舎内居住者
- コ その他、都道府県知事が不相当と認めた世帯

(3) 最初に抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかったときの措置

転居、病気及び療養等のやむを得ない理由で、調査予定世帯として抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかった場合は、代替りの世帯を抽出している。

具体的には、できる限り母集団の縮図となるよう、最初に抽出された世帯と同一の調査単位区内から、同一の世帯区分の世帯を乱数表を用いて抽出している。

なお、単身世帯の一般単位区では同じ性別の世帯を抽出することとしている。